

大崎地域広域行政事務組合告示第14号

一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧について
(大崎広域東部クリーンセンター基幹的設備改良事業)

大崎地域広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続きに関する条例の規定により、大崎地域広域行政事務組合が実施した一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響の調査結果について、次のとおり縦覧に供します。

また、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

- 1 施設の名称
大崎広域東部クリーンセンター
- 2 施設の設置の場所
遠田郡涌谷町字関谷沖名 291 番地 1
- 3 施設の種類
ごみ焼却施設
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
(1) 可燃ごみ (2) 可燃粗大ごみ (3) 脱水汚泥
- 5 施設の能力
144 t/日
- 6 実施した生活環境影響調査の項目
(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭
- 7 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
 - ア 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 388 番地 1
大崎地域広域行政事務組合事務局 施設整備課
(リサイクルセンター事務棟)
 - イ 遠田郡涌谷町字関谷沖名 291 番地 1
大崎地域広域行政事務組合事務局 施設管理課
(大崎広域東部クリーンセンター)
 - (2) 縦覧の期間と時間
 - ア 期間 令和5年3月15日(水)から令和5年4月14日(金)まで
(土曜日, 日曜日, 祝日除く。)
 - イ 時間 午前9時から午後4時まで
- 8 縦覧の手続き
一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧申込書の記入が必要です。
- 9 意見書の提出方法及び提出先, 提出期限
 - (1) 意見書の提出方法
 - ア 持参
 - イ 郵送
 - (2) 意見書の提出先
〒989-6233 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 388 番地 1
大崎地域広域行政事務組合事務局 施設整備課
 - (3) 意見書の提出期限
令和5年4月28日(金)

※郵送の場合は、令和5年4月28日(金)までの消印のあるものに限りま

※上記以外の方法(ファクシミリ又はメール等)による意見書の提出は出来ません。

※意見書の提出様式は縦覧場所にて配付します。

令和5年3月15日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 大崎市長 伊藤康志

